

郷土資料の散歩道

図書館郷土資料室

☎21-61111 内線6201

奥羽新報

明治十三年、米沢で第三番目に
発刊された新聞(機関紙)

今月は自由民権運動(議会の開設、
地租の軽減、言論と集会の自由の保障



など、国民の自由と権利を要求した政治運動)が盛んな明治前期に、米沢で発刊された「奥羽新報」を紹介します。

明治七年に板垣退助等によつて民権院設立建白が出されると、全国的に民権運動が広がる中、米沢でも政治結社が誕生します。五十嵐力助を会頭とする米沢有志社は、同九年には三島通庸県令の専決行政を批判し県会開設を要求しました。その有志社が穏健派の米沢新社と急進派の米沢自主社に分裂、新社は同十二年三月に機関紙「米沢新聞」を発行(三日おき)、対する自主社は同年十月に「米沢新誌」を創刊(週刊)、共に翌十三年まで発刊されました。

新社の流れを汲む国民協会が発行した機関紙が「奥羽新報」で、明治十三年十月九日の創刊です。

三島県政を痛烈に批判し、 当時流行の風刺画を掲載

「奥羽新報」も毎週土曜日の週刊で、大きさは縦21・5センチ、横15センチの雑誌型、全12頁でした。定価は一部2銭で、10号前金で18銭。社主は目賀多信順、編集長は登坂政純、印刷長は大野薫と民権運動の論客が並んでいます。

表紙には開物成務(色々なことを開発し、事業を成し遂げる)と



▲三島県令の事業を風刺するのになまズがよく出ている

勸善懲悪のスローガンを掲げ、社説や雑報で三島県政を痛烈に批判しています。また、雑報には市街の様子や事件、人物および芸妓の品評等が記載され、漢詩・和歌や都都逸を載せた文芸欄や投書欄もありました。最終頁は広告欄で、雑誌の広告や牛肉屋(白牛楼・牛万・養精楼)の広告等が載っています。

最も目を引くのは挿絵(狂画)で、三島県令や役人を鯉や馬の姿で描いた風刺画や、世俗を風刺した挿絵が必ず載っています。

弾圧を受け、三度の処分

三島県令等を風刺した記事は、すぐさま弾圧を受けました。創刊号の記事「松茸の入札」(官有林に出る松茸を入

札したことを批判)と「三島通庸君の御威光」(三島県令が宿に戸長を召集したことを風刺)は、今の名誉毀損に相当する讒謔律で罰せられ、罰金5円を課せられています。

しかし、そうした弾圧にも屈せず批判・風刺は続き、8号の「米沢郵便局の不埒」では罰金30円を命じられ、16号の「島田鬻の男馬と評判の囃」では編集長が罰金15円と禁獄15日という厳しい処罰を受けています。

なお、「奥羽新報」は十四年八月、21号で廃刊。十五年三月には「置賜新聞」と名を変え発行されますがわずか7号で廃刊となりました。



▲「松楼開宴の囃」と題した風刺画。「三島通庸君の御威光」などで罰せられた後も批判・風刺を続けた